

審査結果報告書

令和4年12月27日

滋賀県議会議長 岩佐弘明様

滋賀県議会議員政治倫理審査会

委員長 真山達志

令和4年5月25日付けで請求のあった滋賀県議会議員に係る政治倫理審査について、審査会において審査した結果は、次のとおりでしたので報告します。

1. 政治倫理規準に反する疑いがある議員の氏名

大野和三郎 議員

2. 審査請求の対象となる事由の該当条項

滋賀県議会議員の政治倫理に関する条例(平成15年滋賀県条例第69号。以下「条例」という。)第3条第1項第3号

「議員は、自らの行動を厳しく律し、議員としてふさわしい品位と識見を養うこと。」

(請求理由)

大野和三郎議員が2021年11月から12月にかけて知事らと面会した際、県が全国農業協同組合連合会に対し、特定業者との取引の見直しを求めるように要求し、応じない場合は農政水産部関連の予算案に会派として賛成しないと主張した。所属する会派(自由民主党滋賀県議会議員団)はそのようなことは決めておらず、大野議員を会派から離脱させたが、このことは新聞報道もされ、県議会に対する不信感を招く事態となった。

2021年11月から12月までの2か月間の大野議員と知事はじめ農政水産部の職員との面談記録を見ても延べ16回に及んで執拗な要求をしており、ときには高圧的な言葉を使うなど政治倫理規準に反する疑いがあると認められる。

3. 審査結果

(1) 結論

審査請求の対象となった大野議員の言動については条例第3条第1項第3号に違反する行為であり、政治倫理規準に反する。

(2) 認定した事実

- 関係者からの意見聴取等の結果、次の3点について事実認定した。
- 審査請求書に添付された16回の面談記録の発言等を含めた内容
 - 大野議員が、会派の合意がないにも関わらず、会派決定であったかのような発言をしたこと
 - 大野議員に対して会派離脱処分があったこと

なお、審査の過程において、請求内容にある執拗な要求であったかどうかを判断する事項として、次の2点について補足的に事実認定した。

- 全国農業協同組合連合会に対し、特定業者との取引を継続することについての説明責任を果たさなければ県補助金に係る予算が計上されないと趣旨の電子メールを令和3年12月21日に送付していたこと
- 滋賀県議会委員会条例(昭和31年滋賀県条例第28号)第18条第2項において「委員は、会議中みだりに離席してはならない。」とされているところ、所属する特別委員会の開催中(令和3年11月19日)に離席(11時35分から11時55分)し、職員と面談を行っていたこと

(3) 認定した事実に対する評価

条例第2条において、議員は、自らに重大な使命とより高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、政治倫理の向上に努めること、また、条例第3条において政治倫理規準を遵守して行動しなければならない旨が規定されている。

本審査会において関係者からの聴取や音声データの確認等の調査を行った結果、大野議員には、職員との面談の際に、職員に対する「ドアホ」といった暴言や職員の説明を一方的に遮るなどの高圧的な言動があったことが認められた。

また、職員に対し2か月間に16回もの面談を求め、大野議員の要求に対応できない旨の職員の説明に激高して「裁判に付き合うバカがどこにおるか。1日も早く切れ。」など自己の考えに固執し、実現不可能な要求を執拗に繰り返すという職員に過度な負担をかける行為があったことも認められた。

大野議員は、不適切な発言については謝罪する一方、本審査会において「県当局の姿勢が改まらなければ、何度も正す。」「地方自治法第30条に照らし、公儀としての姿勢が疑わしいときは、厳しく叱責することがある。」と行為の正当性を主張する。しかし、上記認定にかかる行為は、議員の職員に対する優越的な関係が背景にあることを踏まえると、社会通念上必要かつ相当な範囲を超えていると言わざるを得ないことから、看過できず、許されるものではない。

また、大野議員が議会運営委員会委員長という要職に就いている中で、職員との面談の際に、「(農水関係の予算を)議運のテーマとしない。俺は口に出して言ったことはする。」との発言があったこと、所属する会派の決定がないにも関わらず、会派の政務調査会長を面談に同席させ、「年内中にけじめをつけておかなければ農水に係る予

算はペケ。」と県議会第一会派の要求であるかのように装った発言があったものと認められる。

この点について大野議員からは、「会派の政調会、総会での説明において全く異論がなかったので、私の早合点であるが会派の総意であるとした。」旨の弁明がなされたが、当該会派における通常の意思決定過程とは異なる手続きであることは明白であり、これは事実として認定することができないものである。したがって、大野議員の行為は虚偽に基づくものであり、議員としての職責に反するものと言わざるを得ない。

以上に認定した大野議員の一連の行為は、いずれも議員としての品位と識見を欠くものである。よって、条例第3条第1項第3号に違反し、政治的または道義的な責任を免れることはできない。

(4) 講すべき措置の内容

条例第10条の規定に基づく措置については、委員全員の合意により「本会議における陳謝」および「審査会が政治倫理基準に反すると評価した行為を繰り返さないことを求める文書警告」とすることが適当であると判断した。

また、陳謝にあたっては、少なくとも審査会において政治倫理基準に反すると評価した事実すべてに対して明確に陳謝することが必要である。

なお、本来「役職辞任の勧告」とすることが適当であるところ、大野議員は既に役職を辞任していることから、上記の措置にとどめるものである。

(5) 附帯意見

本県議会における再発防止の観点から、各議員は、改めて条例および滋賀県議会基本条例（平成26年滋賀県条例第8号）の内容を十分理解し、規定を遵守されるよう求めるとともに、自ら襟を正し、県民から疑念を抱かれるような行為は厳に慎み、さらに高い倫理観を持って行動されることを強く望むものである。

別紙

1. 請求の経過

令和4年5月25日付で今江政彦議員を代表者とする22名の議員より、条例第4条の規定に基づき、議長に対し審査請求書が提出された。

議長は、5月27日に各会派代表者会議を開催し、同日付で条例第5条第1項の規定に基づき、滋賀県議会議員政治倫理審査会を設置することを決定した。

2. 委員の選任

5月27日の各会派代表者会議において、滋賀県議会議員の政治倫理に関する条例施行規則（平成15年滋賀県議会規則第1号。以下「規則」という。）第4条第1項に基づく審査会の委員について、会派から選出する委員は各会派から1人（計5人）、学識経験を有する委員は3人とすることを決定した。

また、6月8日の同会議において学識経験を有する委員は、法律を専門とする者、地方自治を専門とする者、労働問題を専門とする者から1人ずつ選任することを決定した。

審査会委員（7月14日付で任命）

	氏名
弁護士	西川 真美子
同志社大学政策学部教授	真山 達志
滋賀県社会保険労務士会会长	古川 政明
自由民主党滋賀県議会議員団	細江 正人
チームしが 県議団	今江 政彦
日本共産党滋賀県議会議員団	杉本 敏隆
さざなみ倶楽部	駒井 千代
公明党滋賀県議団	中村 才次郎

3. 審査の経過

【第1回審査会】（令和4年7月21日開催／委員全員出席／公開）

（1）正副委員長の互選

委員長に真山達志委員が、副委員長に駒井千代委員が選出された。

（2）滋賀県議会議員政治倫理審査会の運営について

審査会の運営にあたり、事務局から条例および規則の規定内容について、請求代表者である今江委員から審査請求の趣旨について説明があった。

(3) 審査の進め方について

- ①初めに、当時の関係職員 2名から事実確認を行った後、被審査議員である大野議員から事実確認を行うこととした。3名からの聴取内容を踏まえ、必要に応じて三日月知事および有村議員から事実確認を行うこととした。
- ②関係職員 2名に対する聴取は非公開で、大野議員に対する聴取は公開で実施することとした。
- ③関係者からの意見聴取の後、今後の審査の進め方を検討することとし、年内を目途に議長に対し報告することとした。

【第2回審査会】(令和4年8月26日開催／委員全員出席／非公開)

(1) 弁明申立て書提出に関する報告

7月26日付で被審査議員である大野議員より条例第6条第1項第4号の規定に基づく弁明申立て書の提出があった旨、事務局から報告があった。

また、次回の意見聴取と合わせて弁明の機会を設けることを決定した。

(2) パワー・ハラスメントおよび刑法第233条の強要罪における強要の定義を確認

大野議員の行為を判断する上で、委員間の認識を統一しておくため、弁護士である西川委員および社会保険労務士である古川委員よりそれぞれ定義について説明があった。

(3) 関係職員 2名からの聴取

16回に及ぶ面談、その回数や言葉遣い、会派の合意を得ていないのに会派の決定があるかのような話をしたのかについて事実確認を行い、その際、職員がどのように感じ、受け止めたのか等の評価、大野議員からの謝罪の有無および受け止め等について聴取し、確認した。

【第3回審査会】(令和4年9月12日開催／委員全員出席／公開)

(1) 大野議員からの弁明

冒頭、大野議員より昨年11月から12月にかけての職員への不適切な発言に関し、謝罪があり、また、職員に対し繰り返し面談を求めた経緯・理由の説明や要求内容が不当なものではない旨の弁明があった。

(2) 大野議員からの聴取

16回の面談概要に係る事実確認を行うとともに、大野議員が職員に対し要求していた内容、要求内容について会派の合意があったのかどうか、面談が執拗・高圧的であるとの認識はなかったのか、職員に対する謝罪の内容等について聴取した。

(3) 今後の進め方について

- ①当時の会派の政務調査会の会長でもあり大野議員の面談に同席した有村議員からの聴取を公開で実施することを決定した。
- ②知事からの聴取の必要性は次回再度検討することとした。

【第4回審査会】(令和4年10月11日開催／委員全員出席／公開)

(1) 有村議員からの聴取

大野議員の面談に同席した理由、大野議員の主張内容が会派として決定・合意したものであったのかどうか等について聴取した。

(2) 今後の進め方について

- ①知事からの聴取は実施せず、関係者からの聴取を終了することを決定した。
- ②面談記録に係る音声データおよび黒塗りのない面談記録を非公開により確認することを決定した。

(3) 事実認定について

- ①審査請求書に添付された16回の面談記録の発言等を含めた内容
 - ②大野議員が、会派の合意がないにも関わらず、会派決定であったかのような発言したこと
 - ③大野議員に対して会派離脱処分があったこと
- 以上の3点について、審査会として概ね事実であったと認定した。

【第5回審査会】(令和4年11月17日開催／委員全員出席／部分公開※(4)～公開)

(1) 音声データ等の確認について

非公開部分を明らかにした面談記録および面談に係る一部の音声データを確認した。

(2) 追加の事実認定について

第4回審査会において認定した事実について、改めて確認を行うとともに、以下の2点について、追加で事実認定した。

- ①大野議員が全国農業協同組合連合会に対してメールを送付していたこと
 - ②大野議員が委員会開催中に面談をしていたこと
- 以上の2点について、審査会として事実であったと補足的に認定した。

(3) 政治的または道義的責任の有無について

政治倫理規準に反し、政治的または道義的な責任があると認めた。

(4) 講すべき措置について

本会議における陳謝や文書による警告といった意見があり、次回審査会において委員全員の合意をもって決定することとした。

(5) 審査結果報告書構成案について

各議員が条例を十分認識し、規定が遵守されるよう附帯意見を盛り込むことについても検討することとした。

【第6回審査会】(令和4年12月20日開催／委員全員出席／非公開)

(1) 講すべき措置の内容について

委員全員の合意により「本会議における陳謝」および「審査会が政治倫理基準に反すると評価した行為を繰り返さないことを求める文書警告」とすることが適当であると判断した。

(2) 審査結果報告書について

審査結果報告書委員長案について協議し、一部修正の上、決定した。

(3) 議長への報告

条例第7条に基づく議長への報告を12月27日に実施することを決定した。

4. 審査の結果に至る各委員の主な意見

(1) 事実認定・追加事実認定について

○第一会派の政調会長、議会運営委員会委員長は大きな権限を持っており、自分の主張を通すためにそのような立場を利用することについては、議会人として許されない行動ではないか。

○全農の常務に対し、説明責任を果たさなければJAに関する予算は認められないとの趣旨のメールを送っているが、これは議員としての越権行為であり、品位と識見に欠けるのではないか。

○全農に対してメールを送っていた事実については、審査請求の内容に照らして考えると執拗な要求のうちの一つの形態と捉えることが可能ではないか。

○自分の職務である委員会中に抜け出して交渉をしていたというのは、議員の姿勢としてはいかがなものか。基本的に議員は本会議であろうとなんであろうと、正当な理由がないのに別の行動をしていたということは、非難を受ける行為ではないか。

○委員会中に職員と面談していた事実については、議会中に抜けなければならぬほど、執拗に職員に求めているところの補強として認定するということでよいのではないか。

(2) 政治的または道義的な責任について

○音声データを確認すると職員に対して全面的に高圧的な姿勢であり、改められなければ今後も尾を引くので、この点は厳しく正す必要がある。

○本人は当然のこととしていると説明されているが、16回に及ぶ面談や自分の委員会を出て交渉することは異常な行動であるように思う。また、議員と職員との関係で終始高圧的な態度であることが確認できたが、明らかに議員としての倫理を損なう行為である。

○県民の皆さんからの要望に応えていくというのが、我々議員の仕事・使命であるが、何度もわたくて要求を繰り返しておられることは、逸脱しているように思い、道義的な責任が認められるのではないか。

○職員が議員に何度も呼ばれるこのプレッシャーは相当きつかったと思われ、高圧的であったことは否めず、識見に欠けた行為ではないか。

(3) 被審査議員に対する措置について

○不適切な発言についてはすでに謝罪されているが、職員に対するその他の高圧的な態度については反省されていないため、そこを改めていただくような措置が必要ではないか。

○県民の皆さんに議会に対する不信感を抱かせたということから、きっちりと本会議で陳謝されて、議事録にもしっかりと残し、今後の本人の行動規範をしっかりと見ていく必要があるのではないか。

○本会議で謝罪をすることは最低必要であり、高圧的なことを繰り返させないように、何らかの文書による警告も必要ではないか。

○今後、正常に議会活動をしていくためにも、他の議員も教訓としていくべきであると思うので、議事録にきちんと記録されるような場で、謝罪をしていただきたいと思う。

○本会議で謝るべきであるが、謝ったら終わりということでは意味がないので防止策として文書として残しておくというのも大事ではないか。

○全員協議会であると一般的に議員のみとなるため、正式な場である本会議における陳謝等を求めるほうがよいと思う。

○姿勢を改めなければ叱責することがこれからもある旨の発言をされていることから、二度とこういうことができないような強い文書警告を出してほしいと思う。

○本会議における陳謝について、何について、誰に対して謝罪するのか審査会として明確にする必要があるのではないか。

○本来であれば「役職辞任の勧告」をしなければならないぐらいの重大案件であるということに触れておく必要があるのではないか。

(4) 審査結果報告書委員長案に対する意見について

○『ドアホ』といった不適切な発言は「不適切」というよりも「暴言」だと思う。
「暴言」とする方がよいのではないか。

○「職員の説明を一方的に遮るなどの『高圧的な言動』」は、「パワハラ的な言動」とした方がよいのではないか。

○「高圧的」や「社会通念上相当な範囲を超えていた」と明言されているため、「パワハラ」という言葉を差し挟む必要はないのではないか。

○議員と県職員との間でパワー・ハラスメントに対する規制は直接的に適用されないため、原案通りでよいのではないか。

○「執拗な要求を繰り返し」とあるが、「職員が実現不可能な不当な要求を繰り返し、職員に過度な負担をかける行為があったことが認められた。」として、「不当要求」を入れてはどうか。

○要求の内容が単に回数が多いだけではなく、そもそも無理なことを言っているというような趣旨を入れることでよいのではないか。

○行為の「必要性」よりも「正当性」を主張しているという捉え方が必要ではないか。

○「早合点」ではなく、意図的に会派の総意であると示したということであり、「虚偽」とする方が正確ではないか。

- 「議員としての緊張感に欠けた行為」という表現では弱いのではないか。
- 議員としての職に就いている者としての責任に反しているため、「議員としての職責に反する」としてはどうか。
- 附帯意見について、我々議員は今も一生懸命やっているけれども、さらにこういうことを教訓としてやってほしいという文面とするため、高い倫理感の前に「さらに」を入れてはどうか。